

青森地方労働審議会第1回青森県和服裁縫業最低工賃専門部会 議事録

- 1 日 時 令和6年4月15日(月) 午前9時50分～午前11時20分
- 2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室
- 3 出席者

| | | | | |
|-------|----------|--------|--------|---------|
| 【委員】 | 公益委員 | 原委員 | 奈良委員 | |
| | 労働者委員 | 山内委員 | 高橋委員 | 曲田委員 |
| | 使用者委員 | 小山田委員 | 鳴海委員 | 小澤委員 |
| 【事務局】 | 上野労働基準部長 | 森越賃金室長 | 木村室長補佐 | 高山賃金指導官 |

4 開会

(事務局 室長補佐)

定刻前でございますが、皆さんおそろいになりましたので、始めたいと思います。

ただいまから第1回青森県和服裁縫業最低工賃専門部会を開会いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、葛西委員が欠席されておりますが、地方労働審議会令第8条第3項に基づく定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

また、改正審議に当たって、家内労働法第11条第1項に基づき家内労働関係者の意見聴取に関する公示をいたしました。意見の提出はありませんでした。

さらに、本日の専門部会は青森地方労働審議会運営規程第5条により公開となっており、傍聴人の募集公示を行いました。申し込みはございませんでしたので、併せてご報告いたします。

それでは、部会長、部会長代理が選出されるまでの進行を事務局が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

はい、私、4月から賃金室長で参りました森越と申します。どうぞよろしくお願いいたします。皆様に配付させていただいております、会議次第がついている資料の1ページ目に委員の名簿がございます。

今回、家内労働最低工賃の審議に当たりまして、青森地方労働審議会から皆様方を最低工賃専門部会委員として指名させていただいております。

また、最低工賃専門部会の設置に際しましては、実際に家内労働に従事する者及び家内労働者に委託する者を各1名以上、委員又は臨時委員として選任するよう努めることとされておりますが、今回、該当する方の選任をすることができなかったことを報告させていただきます。

それでは、私の方から、本日の委員の紹介をさせていただきます。

公益委員の奈良委員でございます。

(奈良委員)

奈良でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

同じく公益委員の原委員でございます。

(原委員)

原でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、家内労働者代表委員といたしまして、山内委員でございます。

(山内委員)

はい。よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

同じく高橋委員でございます。

(高橋委員)

高橋です。よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

同じく曲田委員でございます。

(曲田委員)

お願いします。

(事務局 賃金室長)

続きまして、委託者代表委員といたしまして、小山田委員でございます。

(小山田委員)

小山田です。よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

同じく鳴海委員でございます。

(鳴海委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

同じく小澤委員でございます。

(小澤委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

では、続きまして、青森労働局労働基準部長上野よりご挨拶を申し上げます。

(事務局 労働基準部長)

労働基準部長の上野でございます。委員の皆様方におかれましては、日頃よ

り、労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、この度、青森県和服裁縫業最低工賃専門部会の委員にご就任いただきましたこと、そして、本日大変ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

青森県和服裁縫業最低工賃につきましては、平成15年以降、改正が行われていなかったところがございますが、さる1月24日に開催されました家内労働部会における審議の結果、改正決定に向けて最低工賃専門部会を開催することを必要と認めるという結論をいただき、本日、開催という運びになっております。また、同日付で家内労働部会長から青森労働局長への部会長報告をいただき、3月5日付で、青森労働局長から青森地方審議会会長へ諮問が行われて、開催に至っている運びでございます。3月14日の青森地方労働審議会において報告させていただいたとおり、先週4月12日に公労使3名の委員の方に委託者への実地視察を行わせていただいております。実際に和服裁縫の業務委託を行っている方から、現場の当事者としての率直な意見をいただいておりますので、この実地視察の結果も踏まえて、本日ご審議をいただければと思っております。委員の皆様には大変ご苦勞をおかけすることになろうかと思っておりますけれども、円滑な議事運営とともに青森県の実情に即した適正な最低工賃の改正に向けて、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

(事務局 賃金室長)

私ども事務局の方で、4月1日の人事異動で事務局員が変わっておりますので、簡単に紹介させていただきたいと思っております。私、賃金室長の森越でございます。同じく、室長補佐の木村でございます。

(事務局 室長補佐)

木村でございます。よろしく願いします。

(事務局 賃金室長)

同じく賃金指導官の高山でございます。

(事務局 賃金指導官)

よろしく願いいたします。

(事務局 賃金室長)

それでは、最初の議題の最低工賃専門部会の部会長の選出と部会長代理の指名に入らせていただきたいと思います。

地方労働審議会運営規程により、部会長は、公益委員の中から選出することになっており、部会長代理は、部会長が公益委員の中から指名することになっております。事務局といたしましては、部会長を原委員にお願いしたいと考えておりますが、ご検討くださるようお願いいたします。いかがで

しょうか。

(各委員)

異議なし。

(事務局 賃金室長)

はい、ありがとうございます。特に異議なしの意見をいただきましたので、原委員が選出されたものとして確認をさせていただきます。それでは部会長を原委員にお願いいたします。

(原部会長)

室長からご説明ありましたように、部会長を拝命いたしました青森中央学院大学の原でございます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。では、議題に入る前に、会長代理を指名させていただきますが、奈良委員にお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。では、次に事務局から、資料のご説明をお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

はい、それでは本日配付させていただいております資料につきまして、ご説明をさせていただきます。資料につきましては、次回以降も使用いたしますので、お持ち帰りにならない場合、そのまま置いていただければ、次回まで事務局の方で準備させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは資料の方をご説明させていただきますが、資料 NO. 1 の 1 ページが、委員の皆様の名簿、また、資料 NO. 2 から資料 NO. 5、2 ページから 20 ページまでが、本日の部会に関する規程など、そして、資料 NO. 6 から NO. 7、21 ページから 22 ページが審議会の組織図と最低工賃決定の手順、そして、資料 NO. 8 から NO. 12 までが、青森県の最低工賃の関係資料となっております。

また、前回の家内労働最低工賃審議会の方でも提出させていただいておりますが、和服裁縫業の実態調査結果、そして、3月5日付の諮問文の写しを添付させていただいております。また、最後に4月12日に実施しました実施視察の報告書の方も配付させていただいております。

では、資料の方ですけども、まず、資料 NO. 2 をご覧いただきたいと思います。

資料 NO. 2 は、家内労働法の条文が載っておりますが、そのうち、9 ページをご覧いただければと思います。9 ページの一番下のところに家内労働法の「第 21 条 (専門部会)」と書いてありますが、最低工賃専門部会は、家内労働法第 21 条に基づき、地方労働審議会が労働局長から最低工賃の改正について諮問を受けた際に、その都度設置し、具体的な最低工賃額について調査審議をするということになっております。

本日は、この家内労働法第 21 条に基づきまして、専門部会が設置され、開催

に至っているということでございます。

次に、最低工賃改正の手順ですが、ちょっと飛んでいただきまして、資料 NO. 7 をご覧いただければと思います。22 ページ、資料 NO. 7 のところに「最低工賃決定の手順（概略）」と書いておりまして、本日審議をお願いする和服裁縫業最低工賃につきましては、1月24日に開催されました家内労働部会において、改正決定の必要を認めるという結論となっております。

この報告を踏まえまして、労働局長が労働審議会へ調査審議をお願いする旨の諮問というものを行いまして、それを受けて工賃専門部会が設置されているということでございます。工賃専門部会で調査審議をしていただき、取りまとめの上、地方労働審議会に報告されるという仕組みになりますが、この報告につきましては、青森地方労働審議会運営規程第10条第1項がございまして、専門部会の部会長が審議会の委員の場合には、専門部会の議決を持って審議会の議決とするとされております。

先ほど選任いただいた原部会長は、労働審議会の委員でもございますので、当専門部会の議決が、審議会の議決ということになります。報告を受けた審議会会長は青森労働局長が答申し、局長は、答申の要旨を公示し、それを官報に決定の公示の手続きを経まして発効という流れとなっております。

次に、和服裁縫業最低工賃の状況につきまして、若干説明させていただきたいと思っております。

資料 NO. 9、24 ページのグラフをご覧いただきたいと思っております。こちら、1月24日に重ねての説明になって申し訳ないのですが、青森県内の和服裁縫業の家内労働者数及び委託者数の推移ということになっております。一番左側の方にはございますが、最低工賃を新設した昭和48年の段階で1,241名の家内労働者、和服の縫子さんがいらっしゃったとなっております。昭和56年には1,507人で、人数的にはピークとなりまして、その後は減少傾向となっております。平成22年から25年あたりからは数字が詰まっていますが、大変申し訳ないんですけども、次の25ページをご覧いただくと、平成25年以降が載っております。平成25年あたりは100人をわずかに上回っておりましたが、平成26年以降は100人を切るという状態が続いております。それで、最近ですと、令和3年以降につきましては、大体30人程度ということになっておりまして、令和5年、昨年秋の実態調査の結果では家内労働者の数は、28名ということになっております。

次に資料 NO. 11、27 ページをご覧ください。資料が細かい字で大変申し訳ないのですが、現在、日本国内で和服裁縫業の関係の最低工賃が設定されている都道府県は、青森県を含めて8道県、北海道とあと7つの県ということとなっております。左から三番目ですけども、鳥取県におきましては、平成25年度に

改正されておりますが、他の道県におきましては、平成 17 年度以降は改正が行われていないという状況が続いております。

左端の青森県におきましては、平成 15 年に第 10 回目の改正を行って以降、改正がされておられません。で、改正の諮問見送りが 4 回、廃止の諮問見送りが 2 回ということで、現在に至っているという状況でございます。

また、この 8 道県のうち、山口県と長崎県におきましては、今年の 3 月に地方労働審議会が和服裁縫業の最低工賃の廃止決定ということについて、労働局長へ審議会の意見答申を行っているということ、情報として把握しております。現在、廃止に対する、異議申し立ての公示が行われているという状況になっております。8 道県の状況は、こういった状況でございます。

引き続きまして、もう少し資料の説明させていただきますけども、冒頭、委員の紹介でご説明させていただきましたけども、最低工賃の金額の審議につきましては、実際に家内労働に従事する者、及び家内労働者に委託する者を各 1 名以上を委員又は臨時委員としてそれを務めることとされておりますが、該当する方の選任が今回できなかったということ、これを補完するという意味合いも含めまして、先週金曜日、4 月 12 日に県内の委託業者、呉服店を 3 名の委員とともに訪問させていただいて、実地視察を行っております。資料の最後にご覧いただけます。資料の最後にご覧いただけます。

こちらの方に実地視察の結果概要を記載しておりますので、若干補足しながら説明させていただきたいと思っております。実地視察の実施は、先週金曜日 4 月 12 日、公労使 3 名の委員で実施させていただきました。実地視察対象は、県内の和服裁縫業の委託業者ということで、こちらの業者さんは、昭和 50 年ぐらいから創業されているということでお話を聞いております。

かつては、家内労働者の方は 10 名位いらっしゃったということですが、現在は 3 名が登録されているという状態ですが、実質的に動いているのは 1 名のみということをお話をいただいております。

3 番目の「和服裁縫業務の内容」でございますが、和服の仕立て直しなどということとなっております。いわゆる新規の仕立ての場合は、呉服店側の方で、お客さんの寸法を測り、その上で生地を裁断し、仮縫いを行った上で、家内労働者、縫子さんの方をお願いすることになるということでございます。

4 番の「工賃額の決定方法」につきましては、依頼する業務が多種多様なので、作業内容に合わせてその都度縫子の労働者の方と話し合っただけで工賃額を決めているということでございます。

ここで、配付させていただいている資料 NO. 10、26 ページをご参照いただければと思っております。資料 NO. 10 に青森県和服裁縫業最低工賃の現在の各品目ごとの金額の方を記載しておりますけれども、例えば、下から 5 番目にあります「七

分コート」というものの品目がありますが、こちらの方についても、委託業者さんのお話ですと、この七分コートでも、いくつかの種類があって、例えば、襟の形などが違うということやいくつかの種類があって、当然それに伴って、工賃額も変わってくるということ等をカタログも出していただいて、説明を受けてきたということで、品目が多種多様に分かれるということで、この品物はいくらとは単純に行かないで、その都度その都度、細かいオプションの有無も含めて話し合っただけということでした。

「5 工賃学の改定予定」になりますけども、「今後、引き上げていく予定はない。」と、もちろん引き上げれば、家内労働者にとってはいいことですので、上げていきたいのですが、今のところなかなか厳しいという話でした。

「6 今後の委託業務量の見通し」につきまして、冠婚葬祭が小規模になるなど、和服を着る機会が少なくなっていることもあり、かつては年に20着から30着の仕立てがあったが、現在は年に4、5着程度となっているということで、この冠婚葬祭が小規模、いわゆる家族のみでの小さい形がどんどん増えてくるということで、それに伴って、かつては、家特有の和服を着る機会があったけども、どんどんそれが少なくなっているというお話でございました。

そのため縫子へ依頼する業務量は減少してきており、今後も減少していくと思われるという話でございます。成人式とかであれば、着物を着る機会も結構あるのかなと思いましたが、やはり成人式の着物も昨今はレンタルが中心となって、新規に仕立てる人はほとんどいないということでもございまして、現在は、かつて作っていただいた着物の直しを中心であるということでもございます。

最後に、最低工賃の改定に関する、委託者、呉服屋さんの案の意見といたしまして、以上説明したように、和服の需要が落ちているという状況を踏まえ、意見としては、現時点で最低工賃が引き上げられれば事業を行っていくのが厳しくなると言わざるを得ないと、また、作業内容が多岐にわたるので、作業内容を熟知した、委託者、縫子が参加しないと、工賃改正の議論は難しいのではないのでしょうか。というような、ご意見をいただいております。

以上、事務局の方から資料の説明を行わせていただきました。

(原部会長)

ありがとうございました。

では、ただいまの事務局からのご説明に対して、ご意見ご質問等ございませんでしょうか？

(小山田委員)

よろしいですか？

(原部会長)

はい、お願いします。

(小山田委員)

例えば、ご説明あった中で、先般も一緒したので、状況の方は理解できました。ありがとうございます。

そういう中で全国的に見ると、その昨年度、5年度の近年の見直しで2県ほど廃止の決定で、現在は異議申立てを受け付けていると？

(事務局 賃金室長)

はい。そちらの方が一定の期間を設けて異議申し立て期間になっておりますので、山口、長崎において、審議会の中では廃止の意見が出て、そうした手続きの方でも進んでいるということは確認しております。

(小山田委員)

廃止の決定、なぜそういう結論に至ったのかっていう、どういう理由かをお分かりになる範囲内だけ教えていただければ。

(事務局 賃金室長)

詳細については確認しておりませんが、基本的にはやはり、委託者及び家内労働者数の減少ということがまず一番に挙げられると思います。そちらの方が減少してきて、おそらく、この山口、長崎でも平成17年あるいは平成14年から改正が行われてないという状況を踏まえて、今回は、廃止についての議論を行った結果、廃止の方向に動いているということでございますので、基本的には、やはりその人数の減少ということ、労働者数がそれぞれ27名、29名ということで、大幅に減っているということだと考えられます。

(小山田委員)

ちょっとそこを深掘りして、制度上のお話にも繋がるんですけども、その減ってきたということと、それをもって廃止するっていうことは、どう理屈で結びつくのか、減っていることによって法令上そういう枠って言いますか、網をかけるような対象にはならないだろうということで廃止っていう？

(事務局 労働基準部長)

他局の議論の状況について深く把握はできていないのですが、一般論に引きつけて申し上げれば、どちらかというと、家内労働者数そのものの問題ではなく、対象となる産業全体としての「体力」の問題なのだと思います。

最低工賃を設けておく、またその額が上がるというのは、委託者に刑事罰の対象となり得る一定の規制を課す、また、その規制を伴う支払水準が上がるということですので、事実上も、また委託者側の心理面においても、ハードルが上がるということなんですね。もちろん、民事の契約のみをとっても、債務不履行という観点からの支払義務は生じるわけなんですけど、それとは別に刑事罰が一本付いてきますので、そうした最低工賃の設定がされている場合、またその額を上げた場合に、その産業全体として、それに耐えうるだけの「体力」があるの

かという議論なのだと思います。その産業自体に活気があり、たくさんの事業場、委託事業場があれば、こうした最低工賃制度の枠組みを受け入れたとしても、産業全体として見て問題ないという判断がある一方、産業規模が縮小傾向にあるときに、最低工賃を設定しておいたら、その産業自体が今後続けていけないのではないかという議論はあり得ますので、そういう意見が出されたときに、「廃止やむなし」という結論となることはあると思います。あくまで、一般論としての推論ですが、ロジックとしては、そういうことではなかろうかと思えます。

(原部会長)

ありがとうございました。他に何か、ございませんでしょうか？

では、次に今後の審議の進め方についてお諮りしたいと思います。

ただいま事務局から4月12日に実施した実地視察の状況についてもご説明がありましたが、この実地視察において、聴取した委託者の意見申し立ての内容、また、工賃専門部会に当事者、すなわち、実際に和服裁縫業の家内労働に従事する者、家内労働者に委託している者が臨時委員として参加していないと。そういう点も踏まえまして、各委員の皆様には今後の審議の進め方についての議論をしていただければと思います。

まず家内労働者側委員においていかがでしょうか？

(山内委員)

山内と申します。

現段階この実地調査は、先週させていただきましても、肝心要の家内労働者の方が参加されなかったというのは、ちょっとこう厳しい状況ではあるのかなというふうに思います。

さっきの他県の議論はありましたけれども、今日、いわゆる業界として、これから生き延びていくためという、対外的な環境は少しは意識する必要はあるんだろうな、というふうには感じています。ただし、昨今の経済状況だとか、価格転嫁を含む経済情勢の状況、それから最低賃金の上げ幅、この辺も意識をする必要もあるのかなというふうに思っているところでありますので、その辺と全体的に、議論の俎上にあげていただいて、どういうふう結論が正しいというか、必要なかということになるんじゃないのかなというふうに感じてるところです。以上です。

(原部会長)

ありがとうございます。では、委託者側委員の方、いかがでしょうか？

(小山田委員)

はい。では、私、小山田から。先週ご一緒していただいたので、現地の状況と私が前回の部会の方でお話しした全国的な状況とそれから具体的に先週末にお

話を聞いた状況と、相当、感覚的には近い業界の状況だなというふうなことをまず感じました。

そういう中で、今後どう進めていくのかってことになろうかと思えますけれども、できるのであれば、委託者側という立場というよりは、委員の一人として、申し上げたいところはですね、現地でその小売業者さんと委託を受ける縫子さんの関係が信頼関係に基づいて、金額も含めて、スムーズに行っているとか、円滑にやり取りができていているという印象を強く受けました。そういう意味では、我々第三者が、法令に基づいてことなので、これはしっかりやらなきゃいけないわけなんですけれども、法令に基づいて、現地でうまくいっているところにあえて、参加って言いますか、そこに踏み込んで、ルールをどう見直すかって議論を進めていくというところにある違和感って言いますか、ちょっと違うんじゃないかなって感じが私自身はしております。

やはり先ほどの資料の説明にはありましたけれども、かつて始まった時の数、委託者もそれから縫子さん、そういう方がですね、相当な数がいらっしやって、これについてはやはり一定程度ですね、その工賃に関するルールを定めるということが社会的に当時の情勢としては必要だったんだろうなというふうに思いますが、それが現在に至って相当人数が減っていてですね。これを社会的にこうルールを第三者が定めるっていう必要性はもう相当なくなってきたんじゃないのかなってというのが私の受け止め方でございます。高いか低い、そういう問題じゃなくて。その法令に基づいて、第三者がそこに金額的なものでどうなんだ？っていうところの部分はだいぶ必要性が薄くなってきたんじゃないのかってというのが私の感想です。すみません、感想でございますので。

(原部会長)

はい。どうもありがとうございました。委託者側委員から、何か他にございませんでしょうか？

では、公益委員、いかがでございましょうか？

(奈良委員)

はい。今、実地調査の状況とそれから、実際ここに臨時委員として実際にその委託している側もその委託されている側も来ていない、出てきてもらえないってことですよね。

前回もこのアンケートって言いますか？調査結果ということで、いろいろ、意見とかを出してくれても、その場に来て話をするっていう状況にはないっていうところがあつて。

それと、今のご説明いただいた、細かいところも双方で話し合っていて決めているという状況であるということ。

ただし、それはあくまでも一つの会社っていうか、一つの委託業者とその関

係であって、他にも実はいろんな意見があるかもしれないと思うんですよ。

それで、今、それでここで詳しい状況も分からないまま、金額を決めるっていうのはちょっとなかなか難しいのではないのかなと思います。感想です。

(原部会長)

どうもありがとうございました。

そうしますと、家内労働者側あるいは委託者側の委員の方、ただ今の公益委員の見解についてはいかがでしょうか？

(山内委員)

私、お話ししたのは、受託する側ももらう側の人も来ていない状況で、それを飛び越えて、この委員会で決めるのはどうなのかということに対する意見ということですか？

(原部会長)

それも含めましてお願いいたします。

(山内委員)

対応としては、そういう対応をやったことがないので、むしろ事務局の方として、どういう見解を持っているのか、少し出していただかないと。多分我々の側だけだと、当然その時申し上げましたけれども。今の経済状況だとか労働環境だとかっていうものも置き去りにはできないんじゃないのかっていう思いはあるんですけども。ただ業界をこれからどうしていくのかっていうことでいうと、なかなか携わる方が多くなっていかないということも一方考えるとすれば、その辺のなんていうかな、接点というか、どこでその調和を取るところは非常に難しいんじゃないかな、という私の今の感覚なものですから。

一旦、どこかで意見をすり合わせをすとか。

(事務局 労働基準部長)

その観点で言えば、中立的な立場で見解を言えるのは公益委員ということになります。労使の委員間で相当議論が尽くされ、一定の意見がまとまった場合に、事務局がそれを整理したものを提案するという形はできますけれども、双方の意見に隔たりがある中で、事務局が「どちらにすべきだ」というのは適切ではないと思っています。様々、先ほど、私が補足で申し上げたのは、廃止の方向で議論が進んでいる場合において、一般論として考えられる理由付けの一つですし、また、小山田委員からお話があった部分というのは、委託者側の業界委員から協力が得られない状況での審議の進め方についての意見だと思いますが、そういったところの議論も総合的に踏まえ、今後どう結論付けていくか、労使の意見がまとまらないということであれば、事務局としては、個別に公益委員のお話を伺い、公益委員の見解をもって、今後の進め方を決めていくことになるのではないかと、思っております。

(原部会長)

再度確認すると、現場の委託者、家内労働者の方に労働局の方からオファーをした上で全部拒絶という形なんですか？要するにNOというお返事ですか。

(事務局 基準部長)

そうですね。いろいろ理由はいろいろありますが、結論はすべてそこに至っております。当たれるところは、可能な限り全部当たりましたけれども、すべて断られる、そういうことになっております。

(原部会長)

つまり、現場の人たちはこの件に関与する意思が全くないものと理解してよろしいですか？

(山内委員)

それは仕事もらっている、受託している側の人も同じような感覚だけということでもよろしいですか？

手間暇かけて時間かけてここに来る、こういうふうな気がないというか。

(事務局 基準部長)

本来、委託者の方に協力をいただかないと、現場の状況が分かりませんので、事務局としても可能な限り当たったのですが、例えば、高齢で部会が開催される場所に行けないとか、オンラインだとしても対応できないとかですね。あと、あくまで一委託者に過ぎないので、議論に耐えうるだけの事実関係を整理できないとか、いろいろあるんだと思われませんが、少なくとも、今年度において、委員としてご協力をいただけたところを選任できなかったというのが、純粹な事実関係でございます。

(原部会長)

そうなりますと、労働局の方からどうですか？とお声をおかけして、全く良い返事をいただけないということは、最終的にもう我々で結論を出さざるを得なくなるということでしょうか？

(事務局 労働基準部長)

そうですね。そういう状況ですので、法令的には、当部会が家内労働法による諮問機関としての位置づけですので、こちらで、どちらになるかわかりませんが、一定の結論を出していただいて、答申をいただくというようなことでございます。業界委員がいない中ですので、現実的には一般論でのご審議をいただくしかないかなと思っておりますのと、少し弱いかもしれませんが、現状把握という意味で、先週実施視察していただいた委員の方々に、代表して具体的な何かご提案をいただければ、事務局としても整理をいたします。いずれにいたしましても、法令に基づいて設置されたこの部会の中で一定の結論を出していただきたいというふうに思っております。

(原部会長)

今回我々が仮に見送りという結論を出したとしても、将来的に状況が変わって工賃を上げるべきという機運が高まれば、今後何度も工賃引き上げを検討する機会はあるのでしょうか？

(事務局 労働基準部長)

仕組み上、「見送り答申」ということも可能ではあります。小山田委員から先ほどご意見があったように、今、この場では引き上げの具体的な金額を決めきれないというようなことであれば、廃止も引上げもせず、言ってみれば、一旦、「据え置き」のままにしておいて、今、部会長おっしゃったように、今後どうしていくかについては機運が高まって行くかも含め、中期的に見ていくということも選択肢となるのではないかというふうに思っております。

(原部会長)

一応、確認しておきますと、今回の会議は決して最低工賃を廃止するというものではなくて、最低工賃それ自体は残したまま賃上げを見送るか、上げるかのお話なんです。

(事務局 労働基準部長)

先日の家内労働部会では、改正決定を行う方向の議論が妥当ということで結論つけられた上で、当部会の開催に至っておりますので、廃止するというのはベクトルが逆であり、当部会での議論の俎上としてあまり想定されていなかったのではないかと思います。

(原部会長)

何かほかにご意見とかございましたら？

(高橋委員)

すいません。一委員として、今までのお話、ちょっといろいろ聞かせていただいて、前回のお話も含めてになるんですけど、前は最終的には、最低工賃上げていきたいと思いますという形になりましたけども、この委託者の方、拒否というか、いろいろ諸事情もあってということで、来ていただけないとかある中で、現地視察も代表者の方に行っていただいて、代表者によると、需要が落ちているというのは当然、素人の私でも分かりますけれども、それで工賃あげられると困るというのはこれは当然経営者側としても理屈、理由にはなるんですけど、労働者側の立場から言わせてもらえば、世の中の的どころも踏まえれば、それぞれの業種、業態によって厳しいところももちろんあるんですけども、人数も少ない上で、委託側と受注側の関係も良好な部分もあるというような話もありましたけども、果たして全体がどうなのかっていうところはちょっと見えませんし、悩ましいのは、実際工賃を具体的に決めようって言った時に、素人で決められるものではやっぱりないんだろうなって思ってます。それ当然

決めた側にも責任伴うわけですから、なので上げるべきだとは言いつつも、上げるための根拠という材料がない中で今のお話聞いているだけで、正直難しいんだろうなって。

かと言って、じゃ事務局さんで素案出してくださいと、これもまた違うでしょうというふうに。私の中で結論が出ないんですけども、上げるべきだとは個人的には思うんですが、そもそも上げるための根拠も何もなく、そういう議論も今はできないですよねというところも踏まえて、今後の進め方、やっぱりその上げるというところの見直しも含めて、その個人的には上げるべきだというところの気持ちは変わらないんです。意見としては変わらないんですけども、でも上げる材料とかがない中でちょっと難しいよねと。私の中でまとまらない意見なんですけども、そういったところも含めて、議論していく必要があるのかなというように、今までの話を聞いている中で感じさせていただきました。はい、以上です。

(原部会長)

どうもありがとうございます。

ちなみにもし、仮に工賃をあげるとしたら、別途いろんな材料とか、調査がどうしても必要になりますか？

(事務局 労働基準部長)

一つその考えられるのは、この部会で、「据え置き」と決定したのは3年前が直近ですので、その3年分の地域最賃の上げ率分を上げるというのが一つあると思いますが、他方、じゃあこの十数項目あるもののすべてについて、一律にその上げ幅でいいのかっていうと、「そうではない」という意見もあるでしょうし、先ほど一つ、事務局からの報告の中でもありましたけど、七分コート一つとっても、作業の内容に違いがあり、そこには濃淡があるということでしたので、そこはどこまで踏み込んでやるか、上げるからには、それ相応の労力というか、そういうきめ細かな議論も必要になってくるのではないかとは思っています。

(原部会長)

ありがとうございます。他によろしいでしょうか？

労働者側としても肝心の現場の労働者が関与していないし、業界としてもこれから生きていかなくちゃいけない。ただ一応、昨今のいろんな経済状況から、最低工賃の上昇も意識しなくてはならないと同時に、上げるにも相応の根拠がちょっと見出しがたい状況で、いろいろ考えなくちゃいけないのが現状ですね。

今のご意見では、委託者としては現場で長年にわたって縫子さんとお店との信頼関係で成り立ってるがゆえに、第三者が法令に基づいて踏み込んでいくのはちょっと違和感があるとのこと。

また、公益委員としては、現場の人が関与してくれないし、詳しい状況が分か

らないまま工賃を上げるという結論を出すのは難しいんじゃないかということですね。他に特になくようであれば、いかがでしょうか？本日この場で採決という形ではいかがでしょうか？

先ほどお伺いしたことと重なりますが、あくまで工賃制度そのものを廃止するのではなくて、最低工賃という設定を残したまま、今回に限り、賃上げを見送るとなったとしても、チャンスはまだ将来的に残っているという状態なので、最低工賃そのものを廃止するというわけではなく、今回上げるか上げないかという議論に過ぎず、今後もまた工賃を上げろみたいな状況なり気運なりが高まれば、またその時議論すればいいということですね。

いかがでしょうか？今回はもう本日採決という形でいかがですか？

(山内委員)

ちょっといいですか？

(原部会長)

はい、どうぞ。

(山内委員)

ちょっと意見調整だけする時間だけいただければ。すみません、採決するぞっていうことであれば。

(原部会長)

いかがでしょうか？

(事務局 労働基準部長)

4月26日に、二回目の開催の準備というのがありましたけれども、今日以上のもので議論として出ないということであれば、本日決定ということもあらうと思います。その方向であれば、労使双方、それを前提に個別の協議をしていただく必要などもあると思いますので、それに沿った進め方としていただければと思います。

(原部会長)

では、一旦休憩ということで、若干余裕を持って15分ほど休憩時間を設け、11時再開ということにいたします。よろしく申し上げます。

<休憩>

(原部会長)

それでは再開させていただきますが、労働側の皆さんいかがでございましょうか？

(山内委員)

はい。休憩時間いただきまして、我々として、腹合わせというか、意見交換さ

せていただきました。状況としては、公益の先生が言われる、当事者がいない中で工賃を設定するということについては、いかがか、というところについては、その通りだということにはありました。ただし、私も先程来、主張させていただいていますが、働いている人の状況を考えますと、経済、物価上昇の局面にあるということなり、最低賃金がここ数年上がり幅も含めて非常に高い状況になっているということから言うと、何とかそういう経済格差というか、というところの恩恵にはあずかっていただきたいなというふうな思いが一つ。それから、最低工程を改定する、中身の部分について我々知識があるわけではありませんので、どういう中身があつて、この分上がるんだっていう知識はないので、その部分はさて置いておきます。もう一つ問題だなと思ったのは、27ページに現在、和服裁縫業最低工賃で設定する8道県の状況が記載されていますので、その金額をもし、仮に上げるという作業に入っただけならば、理由の一つとしては、この8道県の青森県と8道県を並べた場合に全てとは言いませんけれども、仕事の項目によっては、他県より金額的には水準が低いんじゃないのかなというふうに見えていますので、この辺を論点にするという方法もやり方としてはあるんじゃないかなというふうに思いましたので、その物価上昇の部分と、最賃の引上げ幅の率、それから、その辺を背景にした、または、その辺で決められなかったとしても、できる範囲で、今取り扱いをしてる8道県との比較で見劣りしているところの作業工賃をあげるという方法の論点を採用するというのもいかがかな、というふうに考えましたので、意見として述べさせていただきます。

主張ではなくて意見なので、よろしくをお願いします。

(原部会長)

委託者側の皆様、ご意見なり、ご質問なりございませんでしょうか？

(小山田委員)

はい。3人で話をして、認識を交換したわけです。

そういう中で、今回は前回の会議を受けて、必要性ありという前提の部会ということですよ。ということよろしいですか？必要性ありという中での審議をするための会議なんですよ？

(事務局 基準部長)

はい。ですので、先日の家内労働部会では、家内労働法に基づく最低工賃部会において改正決定に向けた議論をしてくださいと結論をいただいたわけですが、最低工賃部会での議論の結果、その結論がどうなるかは、また別の話ということではあります。

(小山田委員)

私の認識では、改正に向けた議論が今日行われるというふうな認識であります。

した。そういう前提に立って、しかし、先般の現地でお話聞いた状況を踏まえますと、やはり、なかなかその改正を、いくらぐらい金額あげると、双方まとまるのかなっていう感触が掴めませんでしたので、いずれにしても、その当事者の方々がその金額を決める会議に出していただけなのであれば、金額の決めようがないということと、仮に当事者が参加しないで金額を決めたとしても、それについての妥当性が、第三者にとって言いますか、これ、公の会議でございますので、説明ができないのではないかというふうな思いもありまして、そういうことを勘案しますと、先ほど来、話し合っていたように、廃止あるいは改正しないという選択肢はあまりないのかなというところで、一方で、金額もきちんと決めるってことが難しいということも総合的に勘案しまして、今回は改正の見送りでもいいのではないですか、というのが我々の一致した結論でございました。はい、以上です。

(原部会長)

ありがとうございます。双方からまとまったご意見をいただいたところですが、いかがでしょう？特に何か持ち帰って、もっと詳細に議論したいとか、そういう点は特にございませんか？持ち帰ってということはありますでしょうか？

(高橋委員)

結局、この一つ一つの工賃について、我々全く知識もないので、そういう実際仕事に関わってる委託者の方にも、ちょっと言葉は悪いかもしれないですけど、今のところご協力もいただけない、でも、だからといって、じゃあ、今回見送りですっていうのは私、一個人としては違うかなっていう認識ありますので。

先ほども言いましたけれども、世の中の物的な物価の上昇率とか、最賃の上げ幅とか、一定程度率は出ているわけですから、一つ一つのこれについての根拠が示せないのであれば、乱暴なやり方かもしれませんけども、この平均的な率をかけてみるとか、あるいは先ほど言ったものと8道県、平均のところ、見るなりして、低いところは少し上げる、というような議論があつていいんじゃないかなって私は思っています。前回のところで必要性はあるという形で認識を合わせさせていただいていたと思いますので、上げる資料、根拠がないからというので見送りしちゃうとずっと見送りになってしまうのかなと。なので、世の中の的なところも踏まえて、人数云々、年齢構成は別として、少しでも上げられるところは上げてもいいんじゃないかなというふうに思っています。

(原部会長)

ありがとうございます。双方からろいろ議論が出尽くしましたが、このあたりで採決という形でよろしいですか？

(小山田委員)

我々の方は構いません。

(原部会長)

労働者側の方はいかがでしょうか？

(山内委員)

はい。

(原部会長)

では、採決という形にさせていただきます。

それでは改めて最低工賃の改正決定は、見送ることとするか否かについて、この場で採決を行いたいと思います。

まず、最低工賃の改正決定は見送る。これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

< 4名が挙手 >

(原部会長)

はい。反対のご意見の方、挙手をお願いいたします。

< 3名が挙手 >

(原部会長)

ありがとうございます。では、賛成が4名、反対が3名ということで、採決の結果、今回は、工賃引き上げは見送るという答申で結論づけることといたします。

では、事務局から今後の手続きについてご説明お願い致します。

(事務局 賃金室長)

はい。今後のお手続きといたしましては、青森地方労働審議会会長あて、専門部会長報告というものを行うこととなります。

では、申し訳ありませんが、その専門部会報告の案文作成のために若干休憩の方、お時間をいただければと思います。10分程度時間をいただければと思います。

< 事務局が専門部会報告案を作成し、各委員に案文を配布 >

(事務局 賃金室長)

お待たせいたしました。ただいま配付させていただきました専門部会報告案でございますが、こちらの内容についてご説明させていただきます。

文面のとおり、改正決定を見送るという結論の内容を最低工賃専門部会長か

ら青森地方労働審議会会長あての専門部会報告ということになります。

本日の日付で専門部会長報告を行わせていただくということになります。

また、説明の中でもお話をさせていただきましたが、原部会長は、青森地方労働審議会の委員でもございますので、労働審議会運営規程によりまして、当専門部会の議決をもって、審議会の議決とすとなっておりますので、こちらの専門部会長報告と同じに審議会長名で労働局長あての答申も行わせていたことになっております。

また、予定では、4月26日に第2回専門部会を開催することとしておりましたが、本日の審議で、工賃引き上げは見送るとの結論を専門部会報告を行うこととなりましたので、本日をもって専門部会を結審ということになりまして、次回4月26日の専門部会は開催されないということになります。以上報告させていただきます。

(原部会長)

ありがとうございました。それでは事務局におかれましては、必要な手続きをお願いいたします。

事務局から、ただいまご説明にありましたように、専門部会は結審となりますが、各委員の方から何かございますでしょうか？

(小山田委員)

今回はそういうことで決定されたということですが、また3年後、あろうかと思しますので、その時の情勢を踏まえて、これ前に私申し上げたんですけど、もし可能であれば、事務局さんの方からですね。他県の状況も踏まえて、議論のたたき台となる、方向性って言いますか、より具体的に示していただければですね、我々普段携わっていない人間でございますので、円滑な審議に資するということで、そういう具体的な方向性の提案をしていただければという要望でございます。以上です。

(原部会長)

ありがとうございます。ほかに何かございませんでしょうか？事務局の方からはよろしいでしょうか？

(事務局 賃金室長)

特にございません。

(原部会長)

特にないようなので、本日の専門部会はこれで閉会といたします。

お忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございました。